

# 「農泊地域等に係る農泊コンテンツの情報発信及び開発・発展支援セミナー事業」 委託業務企画提案指示書

## 1 業務名

「農泊地域等に係る農泊コンテンツの情報発信及び開発・発展支援セミナー事業」委託業務

## 2 業務の目的

都市と農村の交流・関係人口の増加による農村地域の活性化を図るため、農村ツーリズムに取り組む人材の確保・維持が重要となっている。こうした中、今後ウィズコロナを見据え、旅行需要が大きく増加することが想定されている。

この増加する需要への対応や農村地域への旅行客の集客力を高めるため、道内の農村ツーリズムに取り組む地域などに対し、農泊コンテンツ（食事・宿泊・体験）の効果的な情報発信技術向上による地域の知名度向上や魅力的な農泊コンテンツの造成のため、既存コンテンツの磨き上げや新規コンテンツの開発に対する支援を目的としたセミナーを開催し、旅行者等の受入に伴う交流・関係人口の増加による農村地域の活性化を図る。

## 3 委託業務の内容

農村ツーリズムに取り組む地域などを対象に、旅行客の集客力を高めるため、農泊コンテンツの情報発信技術向上による地域の知名度向上や魅力的な農泊コンテンツの造成のため、既存コンテンツの磨き上げや新規コンテンツの開発に対する支援を目的としたセミナーを開催する。

### （１）セミナー開催に係る企画立案・運営等

農村ツーリズムに取り組む地域が、旅行客の集客力向上を目指し、農泊コンテンツの情報発信技術向上による地域の知名度向上や魅力的な農泊コンテンツへの磨き上げや新規コンテンツの開発を図ることができるよう、道内外の農泊に関する情報やノウハウを効果的かつ効率的に習得できるセミナーを企画立案・運営する。

企画立案（講師の選定・依頼、プログラム内容）や開催（会場の手配、セミナー参加者募集及び取りまとめ）、運営（会場設営、司会 受付の人員は北海道職員を代用可）等は受託者が行うこと。

なお、開催条件等については、次のとおり。

- ・対象：道内の農村ツーリズムに取り組む地域、行政職員（農泊担当者）等
- ・日程：令和４年10月～令和５年１月頃
- ・開催回数：道内１回以上
- ・開催方法：オンライン併用対面参加方式
- ・内容：講演及びパネルディスカッション

### （２）セミナー開催後のアンケートの実施

セミナー開催後、農村ツーリズムに取り組む地域等のニーズや課題などを今後の取組等に活用するため、参加者アンケートを実施、集計及び分析を行う。

### （３）実施報告書の作成

セミナーの実施概要及びアンケート結果等について報告書を作成する。（電子媒体１式）

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

#### 5 予算上限額

1,694千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

#### 6 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (2) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。

#### 7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙『農泊地域等に係る農泊コンテンツの情報発信及び開発・発展支援セミナー事業』委託業務企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

#### 8 提出期限

令和4年（2022年）6月27日（月）午後5時 必着

#### 9 提出場所

北海道農政部農村振興局農村設計課農村活性化係（担当：松本）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線27-872）

011-206-6490（直通）

#### 10 企画提案書に関するヒアリング

企画提案された内容は、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。

- (1) 日時、場所等については、別途通知する。
- (2) ヒアリングでは、提案者から企画提案書に記載された内容について説明後、質疑を行う。

#### 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画

提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うものとする。